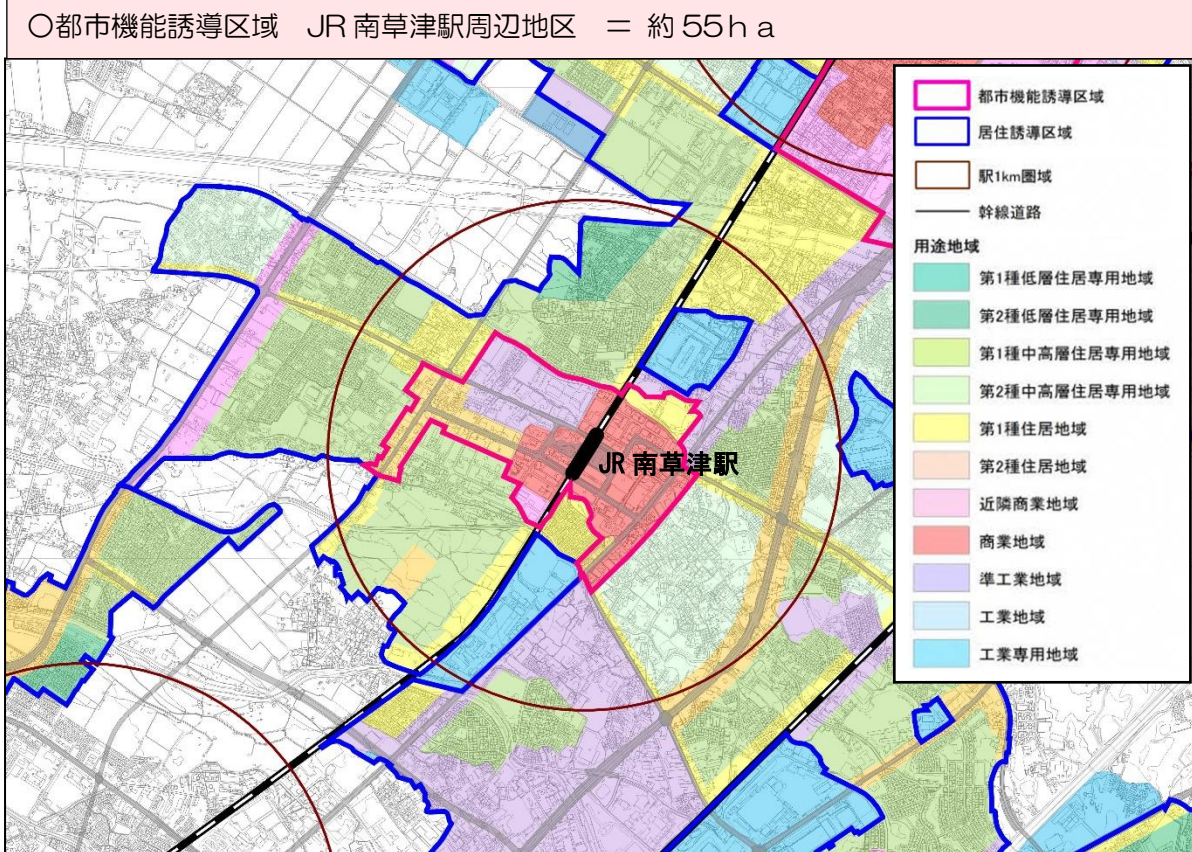
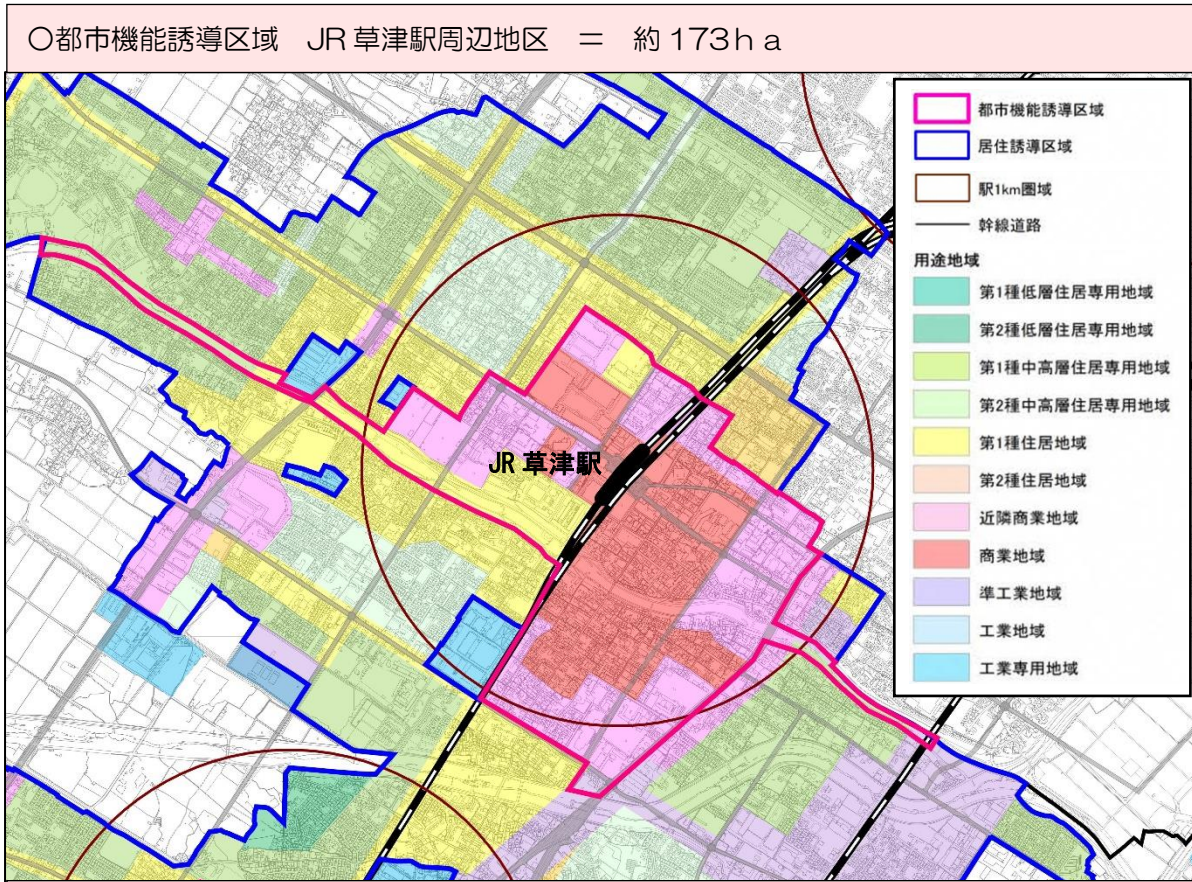


基本要件を踏まえ、本市では都市機能誘導区域を以下のように設定します。

■都市機能誘導区域（JR草津駅周辺地区・JR南草津駅周辺地区）



## 5-3 都市機能増進施設

### (1) 基本的な考え方

都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）とは、都市再生特別措置法第 81 条において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされており、都市機能誘導区域内に誘導する施設です。

この施設を設定する際には、当該区域および都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口予測、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

また、「都市計画運用指針」では、次のような施設を市の実情に応じて定めることができるとしています。

#### □都市計画運用指針

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイケアサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

出典：都市計画運用指針（国土交通省）

本市の人口減少は 2035 年（令和 17 年）以降と予測されますが、人口減少に伴い、市内に立地する生活サービス施設の機能が低下することが懸念されます。

人口減少、高齢化が進行する中でも、歩いて容易に生活サービス施設を利用できるように公共交通のネットワークを充実させるとともに、都市機能誘導区域に都市機能の集積を図ります。

現在は、都市機能の多くが同区域に立地していますが、将来に備えて、都市として必要な機能を区域内に維持・拡充できるよう都市機能の誘導を図ります。

## (2) 都市づくりの方向性と誘導施設

誘導施設については、新たな施設を誘導する視点だけではなく、施設の維持・確保や複合化、機能強化等の視点も含めて、目指す都市像を実現するために必要な施設を設定します。

本市においては、拠点ごとの都市づくりの方向性と施設の立地状況を踏まえ、次のとおり、誘導施設を設定します。

### ■ 誘導施設

都市づくりの方向性			
“うるおい”ある市街地の整備と、緑・オープンスペースや低未利用地等の活用のほか、公共公益機能、都市福利機能、商業機能等のより一層の集積を図ることにより、住商が共生する利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図ります。			
誘導施設		定義	
J R 草 津 駅 周 辺 地 区	子育て	子育て支援拠点施設	・子育て支援の総合的サポートとして、地域子育て支援拠点事業を行う施設
	教育文化 スポーツ	文化ホール	・市民の文化の向上と芸術の振興を図り、文化芸術を通じたまちづくりを進めるための施設
		スポーツ施設	・市民の心身の健全な発達、体育、スポーツの振興を図るための施設
	商業	大規模商業施設	・延べ床 10,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設
	行政	市役所	・地方自治法第4条第1項に規定する地方公共団体の事務所
	地域交流	地域交流センター	・公共施設の機能を集積し、コミュニティ・暮らしの再構築を先導する役割を果たす「中心市街地活性化」のコア施設
都市公園		・都市公園法第2条に規定する公園または緑地	

都市づくりの方向性			
JR南草津駅を中心とする新市街地を地域の中心核として、商業・業務や公共サービスを充実させるとともに、都心居住機能の集積や緑・オープンスペースの活用を図ることにより、魅力と利便性を兼ね備えたコンパクトな市街地の形成を図ります。			
誘導施設		定義	
J R 南 草 津 駅 周 辺 地 区	子育て	子育て支援拠点施設	・子育て支援の総合的サポートとして、地域子育て支援拠点事業を行う施設
	教育文化 スポーツ	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する図書館
		スポーツ施設	・市民の心身の健全な発達、体育、スポーツの振興を図るための施設
	商業	大規模商業施設	・延べ床 10,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設
	地域交流	地域交流センター	・市民、市内の事業所に働く勤労者の交流施設 ・産学公民のまちづくり都市機能研究施設
		都市公園	・都市公園法第2条に規定する公園または緑地

■誘導する都市機能（拠点別）

JR草津駅周辺

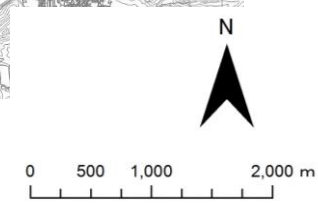
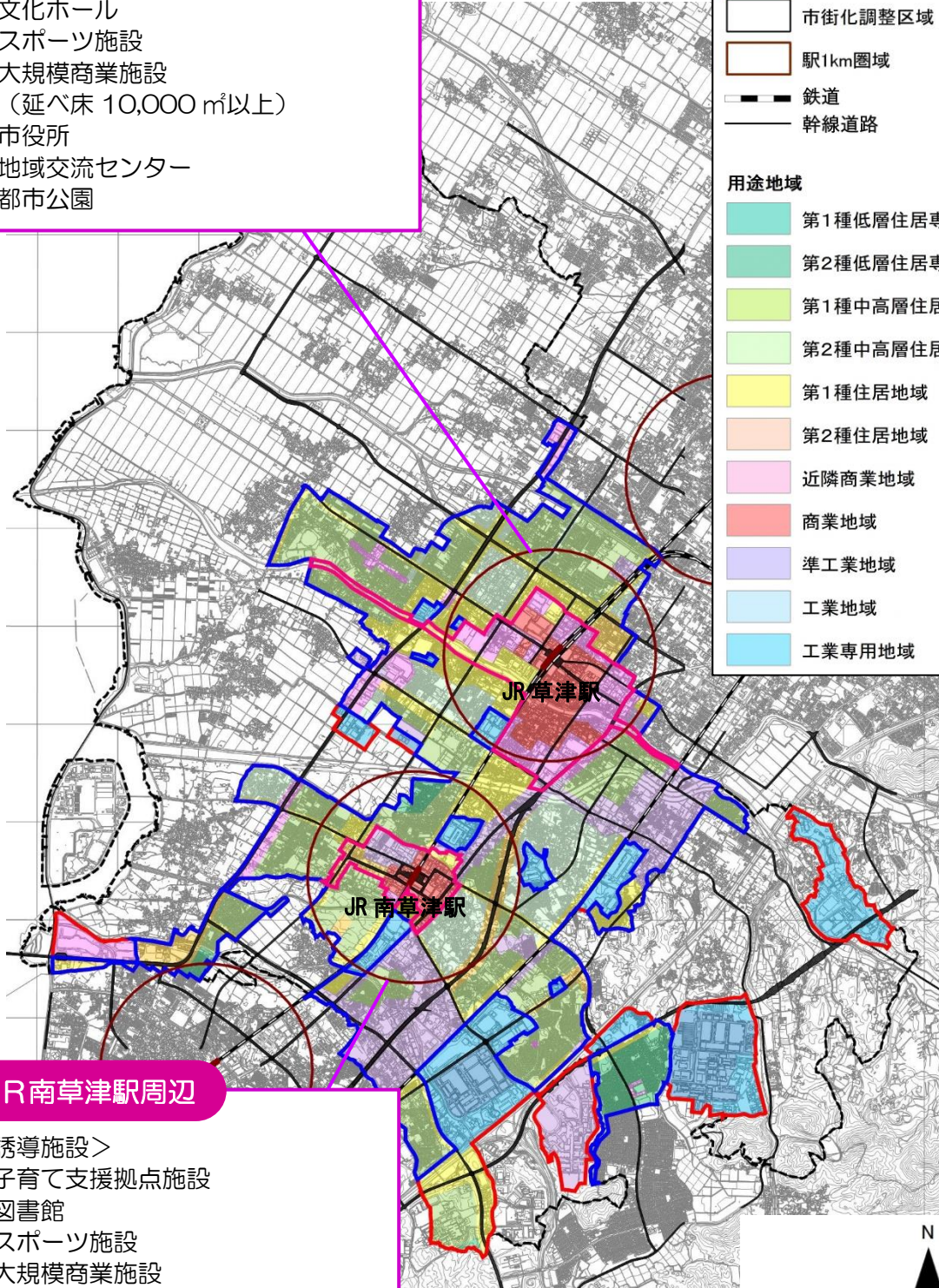
<誘導施設>

- 子育て支援拠点施設
- 文化ホール
- スポーツ施設
- 大規模商業施設  
(延べ床 10,000 m<sup>2</sup>以上)
- 市役所
- 地域交流センター
- 都市公園

JR南草津駅周辺

<誘導施設>

- 子育て支援拠点施設
- 図書館
- スポーツ施設
- 大規模商業施設  
(延べ床 10,000 m<sup>2</sup>以上)
- 地域交流センター
- 都市公園



## 5-4 都市機能誘導区域における実現化方策

### (1) 誘導施策の方針

都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するためには、地域の実状に合った施策等を実施していく必要があります。そのため、誘導施設の整備のみならず、誘導施設を利用するに当たって必要となる公共交通や周辺の基盤整備等の施策や事業を実施します。

また、都市再生特別措置法の改正に伴い、誘導区域への施設の誘導にあたっての各種支援制度が拡充されていることから、これらの制度の積極的な活用を検討していきます。

### (2) 誘導施策

具体的には、関連計画等に位置付けられた施策等を誘導施策といたします。

#### ■関連計画等に位置付けられた施策等

事業名称	事業概要等
<b>中心市街地の活性化の推進</b>	
市街地再開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>北中西・栄町地区第一種市街地再開発事業（組合施行）                      →完成：2020年（令和2年）3月にクロスアベニュー草津が竣工</li> </ul>
草津川跡地テナントミックス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が草津川跡地において整備する公園内に草津まちづくり会社が商業施設を建設し、公園のコンセプトに合うテナントを誘致し、商業による賑わいを創出するとともに、その賑わいを中心市街地全体へと波及させ、まちの回遊性を向上させる。                      →完成：2017年（平成29年）4月に KUSATSU COCORIVA（3店舗）が開業</li> </ul>
草津川跡地賑わい空間整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津川跡地を、「ガーデンミュージアム」をコンセプトとして、質の高い緑によるうるおい空間、市民活動の場となるよう整備する。                      →一部完成：2017年（平成29年）4月に区間5が供用開始</li> </ul>
魅力店舗誘致事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の空き家・空き店舗を賃貸して、店舗等を出店する方に対して、自己の資産としない出店に係る改装費を助成することで、魅力的な店舗等を誘致し、地域の賑わい、遊休不動産の活用を促進し、中心市街地の活性化を図る。</li> </ul>
健幸都市づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道や公園の園路への回遊性向上のための仕組みづくりなどを行い、ウォーカブルなまちづくりを進める。</li> </ul>
野村公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロスポーツの試合や各種イベントの開催など、多用途に利用できる体育施設を整備するとともに、子どもから大人まで誰もが気軽に利用し、交流を育むことができる公園として整備する。                      →一部完成：2019年（令和元年）6月にYMITアリーナ（くさつシティアリーナ）が供用開始</li> </ul>
(仮称)草津市立プール整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「スポーツ環境の充実」、「新たな賑わいの創出」、「スポーツ健康づくりの推進」を実現し、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに、子どもから高齢者も、障害のある方も、ビギナーからアスリートまでもが幅広く利用できる施設として整備する。</li> </ul>

既存公共施設の再編	
(仮称)市民総合交流センター整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模低未利用地を活用し、老朽化が著しい近隣の公共施設を集積させ、「子育て支援機能」、「多世代交流機能」、「民間提案による新たな機能」を持った複合施設を整備する。</li> <li>➡完成：2021年（令和3年）5月にキラリ草津が供用開始</li> </ul>

■ 今後検討が必要な施策等

項目	事業名称	事業概要等
国の支援・制度	都市構造再編集中支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が誘導施設を都市機能誘導区域内に整備する場合に国が直接支援するとともに、民間事業者への公有地賃料の減免や固定資産税等の減免について検討を行う。</li> <li>公共の誘導施設の都市機能誘導施設内への整備について検討を行う。</li> </ul>
	まちなかウォークアブル推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在の快適性を目的として行う道路・公園・広場等の整備や利活用、滞在環境の向上に資する取組を行う場合の活用について検討を行う。</li> </ul>
	官民連携まちなか再生推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組の検討を行う。</li> </ul>
	都市再構築型優良建築物等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域内で優良建築物等整備事業制度を活用し、医療施設等の都市機能増進施設を整備する場合の活用について検討を行う。</li> </ul>
	税制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例</li> <li>都市再生推進法人※に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例</li> <li>誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例について検討を行う。</li> </ul>
	特定用途誘導地区の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設等の誘導施設を整備する場合、当該地域の容積率で立地が困難な場合に、用途を制限した上での容積率の緩和について検討を行う。</li> </ul>
市独自の事業	都市機能誘導区域内未利用公有地の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域内の未利用の公有地について、民間事業者や行政による誘導施設整備への活用等について検討を行う。</li> </ul>
	公募設置管理制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域内に都市公園を整備する場合は、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用について検討を行う。</li> </ul>

※都市再生推進法人

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定する。

## 第6章 防災指針

### 6-1 防災指針の趣旨

#### (1) 基本的な考え方

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国は2020年度（令和2年度）に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に防災まちづくりを推進するための「防災指針」の追加を位置付けました。

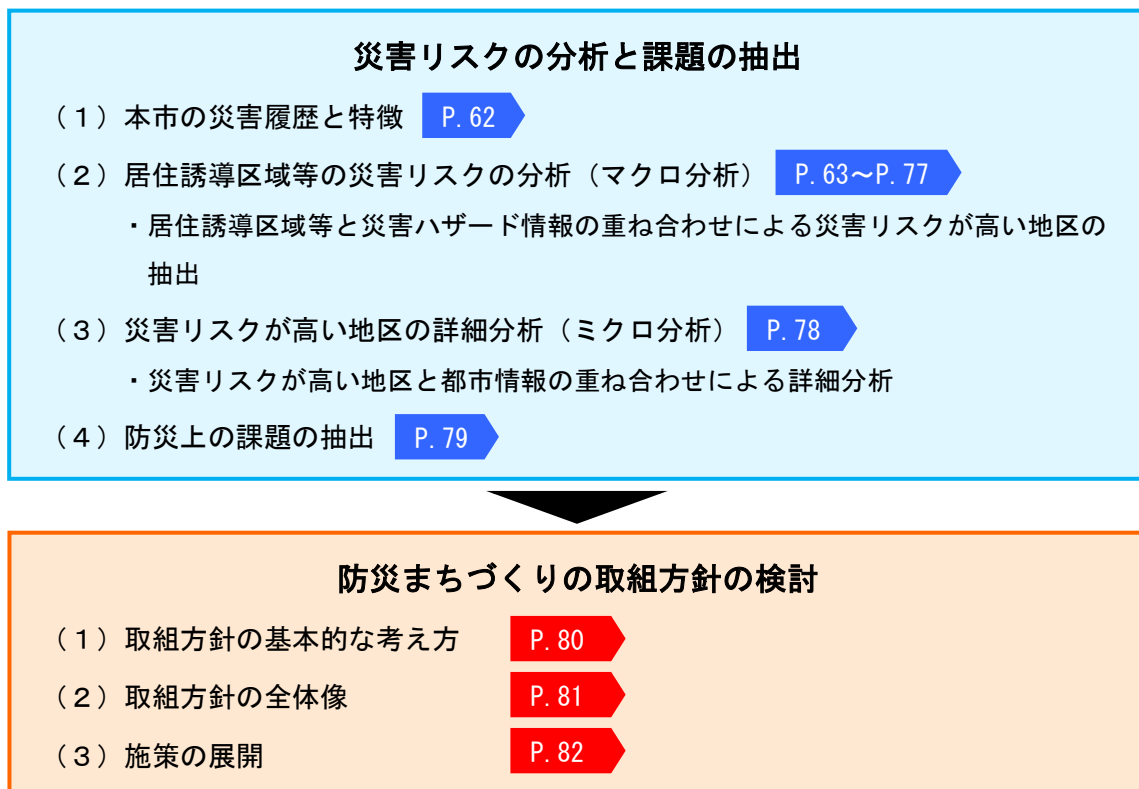
本市においても、法改正の主旨を踏まえ、居住誘導区域等における災害リスクについて詳細な分析を行い、誘導区域の見直しの必要性や誘導区域に残存するリスクに対する防災・減災対策を検討し、計画的に実施するため、防災指針を定めます。

#### (2) 検討の流れ

本市で発生するおそれのある災害は、水害、地震、土砂災害等となっており、これらの災害について国、県、市で作成している情報をもとに、居住誘導区域の災害リスクを分析し、課題の抽出を行います。

災害リスクの分析、課題の抽出の結果、災害リスクが高い地区については、居住誘導区域等の見直しの必要性や防災・減災対策の取組方針を検討します。具体的な検討の流れは以下のとおりとします。

#### <防災指針の検討の流れ>



＜防災指針の検討における情報等の収集・整理＞

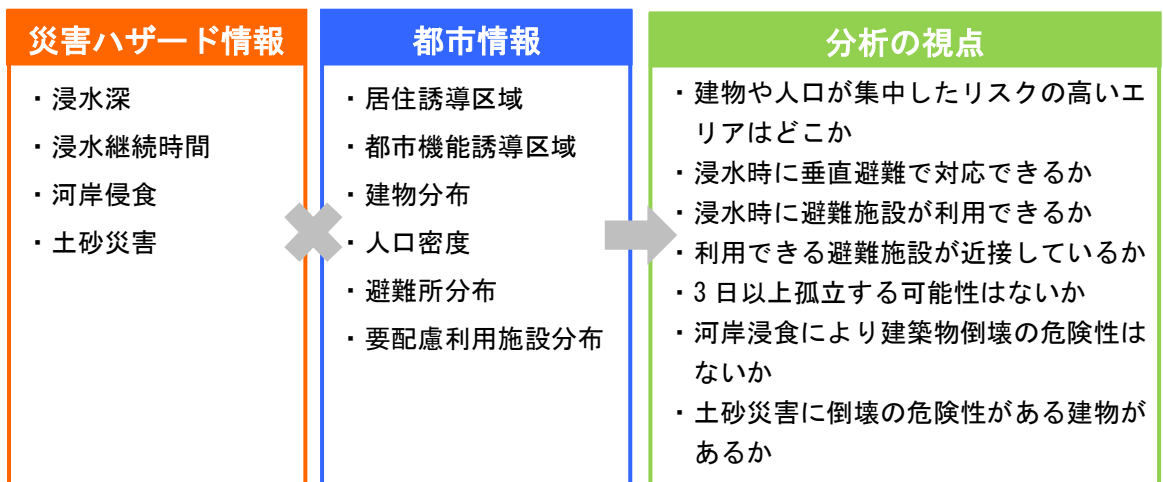
【災害ハザード情報】

種別	災害ハザード情報	出典	公表時期
水害	浸水想定区域、 浸水継続時間、 家屋倒壊等氾濫想定区域（草津川のみ）	・洪水浸水想定区域（計画規模、想定最大規模）	
		琵琶湖	県 2019年（平成31年）3月19日
		草津川	県 2019年（令和元年）10月1日
		野洲川下流	国 2016年（平成28年）6月14日
		・草津市洪水・内水ハザードマップ	市 2021年（令和3年）6月
		・地先の安全度マップ（最大浸水深 図10年確率、100年確率、200年 確率）	県 2020年（令和2年）3月31日
	・水害リスクマップおよび多段階 の浸水想定図（淀川水系（野洲 川））	国 2022年（令和4年）12月13日	
地震	・液状化	県 2014年（平成26年）3月	
土砂災害	・土砂災害警戒区域、土砂災害特別 警戒区域	県 第112次指定 （2021年（令和3年）7月まで）	
	・大規模盛土造成地	市 2022年度（令和4年度）	

【都市情報】

種別	情報	出典	公表時期
都市計画情報	・居住誘導区域	市	2023年度（令和5年度）
	・都市機能誘導区域	市	2023年度（令和5年度）
建物分布	・位置、階数	大津湖南都市計画区域都市 計画基礎調査	2018年度（平成30年度）
人口密度	・100mメッシュ	国勢調査	2020年度（令和2年度）
避難所分布	・位置	草津市地域防災計画	2023年（令和5年）3月
		草津市洪水・内水ハザード マップ	2021年（令和3年）6月
	・階数	大津湖南都市計画区域都市 計画基礎調査	2016年度（平成28年）
	・避難所圏域	位置情報からGISで加工	—
要配慮者利用施設分布	・階数（公共施設、福祉施設、 教育施設等）	草津市地域防災計画	2023年（令和5年）3月

＜災害リスクが高い地域の詳細な分析方法＞





## 6-2 災害リスクの分析と課題の抽出

### (1) 草津市における災害履歴と特徴

#### 1) 草津市における災害履歴と特徴

本市の災害履歴は、主に風水害と地震災害となっています。

風水害の災害履歴は、琵琶湖の水位上昇による湖辺の集落や耕地の浸水と天井川の破堤による洪水氾濫があります。近年では、2013年(平成25年)に発生した台風18号で土砂崩れ、土砂流入、護岸損傷があります。

地震の災害履歴は、1995年(平成7年)1月17日に発生した兵庫県南部地震(滋賀県の計測震度計では市域の震度5)があり、矢橋帰帆島内において液状化による通行制限や一部の地域で墓石等の倒壊被害が発生しています。

出典：「草津市地域防災計画」(2023年(令和5年)3月改訂)

草津市国土強靱化地域計画(2020年(令和2年)(確定版))

#### 2) 草津市における災害履歴と特徴

災害履歴および草津市防災アセスメント調査(地震災害)からみて、草津市に発生する災害には次のような特徴があります。

##### 〈風水害〉

- 琵琶湖沿いの三角州低地では、水位の上昇による浸水被害を受けやすい。(現在、湖岸に堤防が建設されている。)
- 旧草津川隧道付近で河道断面が狭いことから異常増水時に破堤しやすく、旧草津川・金勝川の合流点付近での破堤記録が多く見られる。(現在、新たな草津川放水路建設により安全性が向上している。)
- 旧草津川等の天井川に挟まれた後背低地を流れる小河川では、琵琶湖の水位が上昇した場合等に内水氾濫が起きやすい。

##### 〈地震災害〉

- 青地町付近は過去に液状化しており緩扇状地の扇頂部にあたることから地形分類上液状化の発生する可能性がある。
- 最近では後背低地の盛土による都市化や丘陵地での大規模造成が行われており、人工改変部の盛土崩壊、液状化によるライフラインの損傷や多量の土砂流出による下水道の閉塞が懸念される。
- 草津市の周辺には琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯等の活断層帯が存在し、とりわけ、琵琶湖西岸断層帯による地震は、より近い距離にあり、地震規模が大きいと想定されるため、最も考慮すべき地震と考えられる。
- 本市は全般的に琵琶湖へ注ぎ込む中小河川の土砂運搬・堆積により形成された沖積低地上に生活圏が展開されているため、地盤は一般に軟弱な地域が多く、大規模な地震が発生した場合は、建物やライフライン等が破壊され、大きな混乱を招く可能性がある。

出典：「草津市地域防災計画」(2023年(令和5年)3月改訂)

## (2) 居住誘導区域等の災害リスクの分析（マクロ分析）

## 1) 草津市における災害履歴と特徴

本市の居住誘導区域等において、水害、地震災害、土砂災害の災害ハザード情報を重ね合わせ、災害リスクの高い区域を抽出します。

なお、災害ハザード情報は、居住誘導区域に最も大きな影響を与えるハザードとします。

## ＜災害リスクが高い地区の詳細分析 パターン一覧＞

災害ハザード情報		災害リスクの高い地区の抽出方法
①浸水想定区域	①-1 浸水深 ア. 計画規模 イ. 想定最大規模 ウ. 地先安全度	相対的に浸水深が高いエリア（浸水深 1～3m未満）が集中している地区はどこか
	①-2 浸水継続時間 （想定最大規模） ア. 琵琶湖 イ. 草津川 ウ. 野洲川下流	降雨による氾濫水到達後、一定の浸水深に達してからその浸水深を下回る（浸水深 0.5m）までの時間が 3 日以上のある地区はどこか
	①-3 家屋倒壊等氾濫想定区域 （想定最大規模） ア. 草津川 （河岸侵食、氾濫流）	降雨により近傍の堤防が決壊した場合等に、一般的な建築物の倒壊・流出をもたらすような氾濫等の発生が想定される地域はどこか
②地震災害	②-1 液状化	地震発生時に液状化しやすい地区はどこか
③土砂災害	③-1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、大規模盛土造成地	大雨時等の土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、大規模地震発生時の滑動崩落等といった土砂災害のおそれがある地区はどこか

## 2) 居住誘導区域等の災害リスクの分析

### ① 浸水想定区域

本市では、国や県が公表している琵琶湖、草津川、野洲川下流の洪水浸水想定区域と、県が公表している地先の安全度マップをもとに「洪水・内水ハザードマップ」を作成し、豪雨時の浸水の危険性や浸水時の予想の深さ等を公開している。

#### ◆ 洪水浸水想定区域とは

対象とする河川が降雨によって堤防が決壊した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域である。水防法の規定に基づき対象となる河川毎に「計画規模」、「想定最大規模」が公表されている。

#### ◆ 洪水浸水想定区域 計画規模 (L1)

毎年 1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100 の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

#### ◆ 洪水浸水想定区域 想定最大規模 (L2)

想定しうる最大規模の降雨（毎年 1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/1000 の降雨）に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

#### ◆ 地先の安全度マップ 最大浸水深 10 年確率、100 年確率、200 年確率

県下の一級河川に加え、普通河川・排水路等の氾濫も考慮し、浸水状況を予測した浸水深図（県作成）である。

### 浸水深と人的被害のリスク

（参考：立地適正化計画作成の手引き 2023 年（令和 5 年）3 月国土交通省）

・浸水による人的被害のリスクの程度は、以下の通り。



出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）

（2015 年（平成 27 年）7 月 国土交通省）から抜粋した図を加工

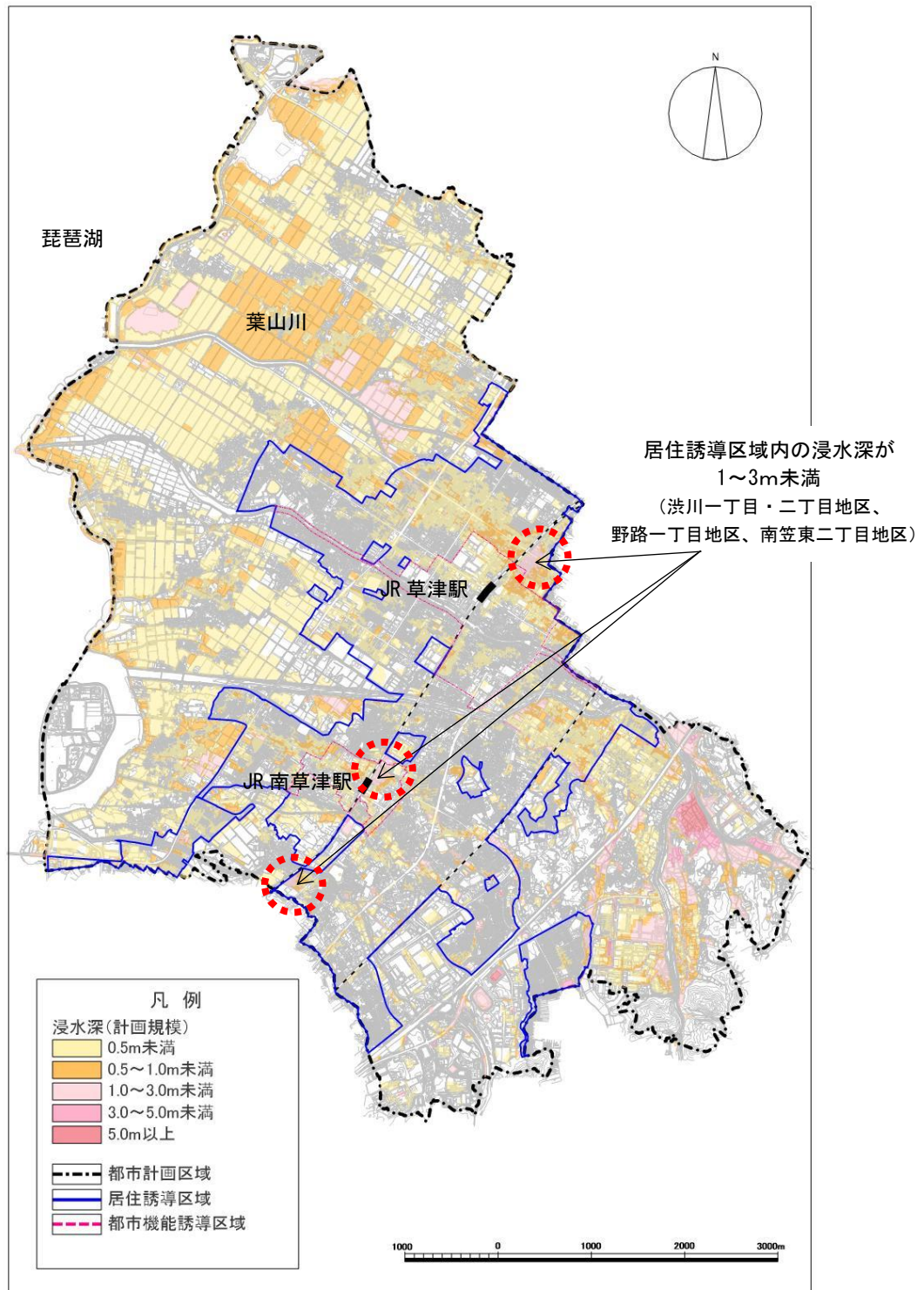
①-1 浸水深

ア. 計画規模（洪水浸水想定区域・地先の安全度マップ）

浸水想定区域は、市域の北部や西部、南東部に多く分布している。

居住誘導区域のほとんどの地域は1m未満となっているが、JR 琵琶湖線沿線の東側（渋川一丁目・二丁目地区、野路一丁目地区、南笠東二丁目地区）では1m～3m未満となっている。

■ 洪水浸水想定区域（計画規模）



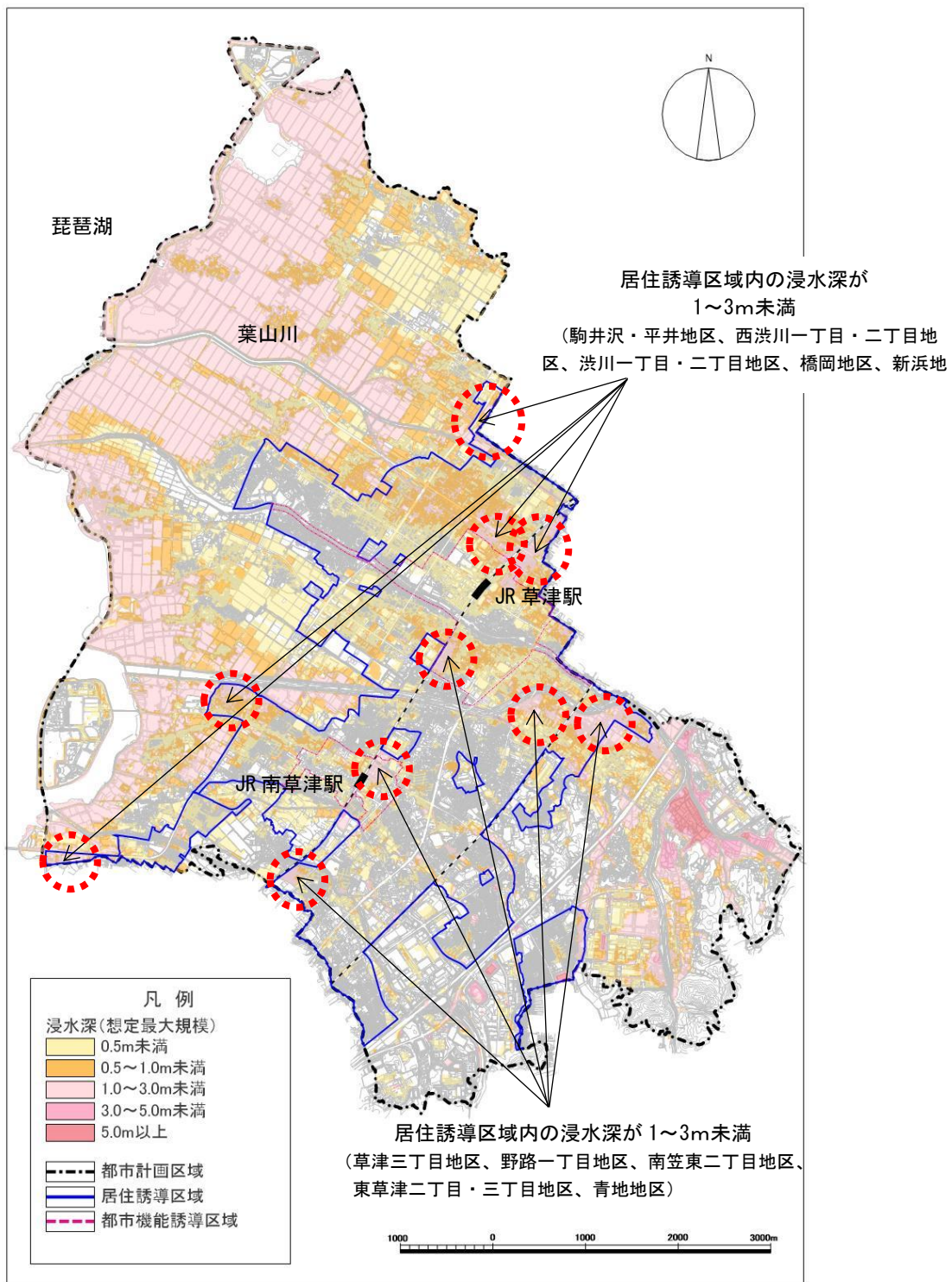
出典：滋賀県防災情報マップ「草津市ハザードマップ」

1. 想定最大規模（洪水浸水想定区域・地先の安全度マップ）

浸水想定区域は、計画規模と比較すると市域全体に広く分布している。

居住誘導区域のほとんどの地域は1m未満となっているが、駒井沢・平井地区、西渋川一丁目・二丁目地区、渋川一丁目・二丁目地区、草津三丁目地区、野路一丁目地区、橋岡地区、新浜地区、南笠東二丁目地区、東草津二丁目・三丁目地区、青地地区では1m～3m未満となっている。

■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



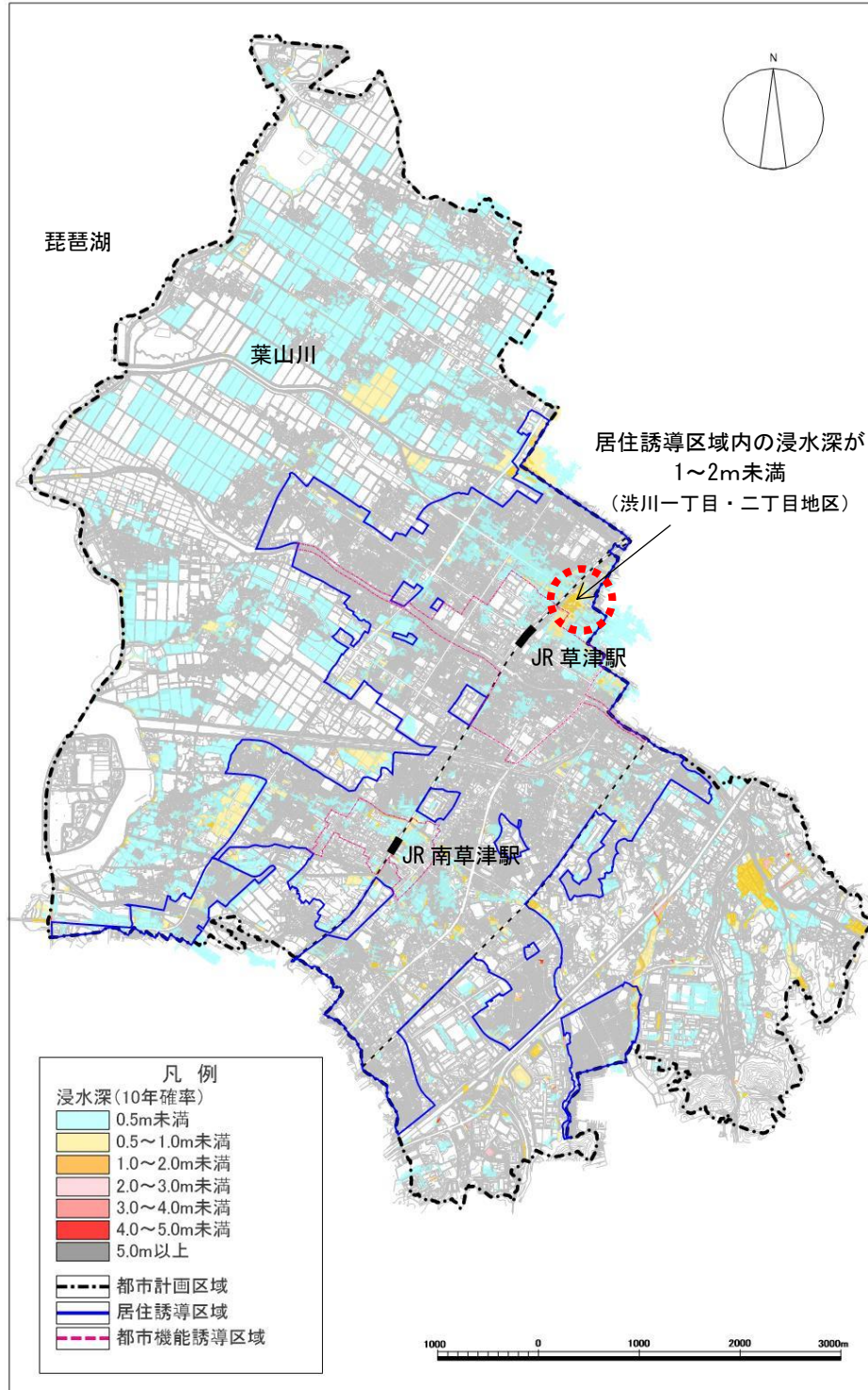
出典：滋賀県防災情報マップ「草津市ハザードマップ」

## ウ. 地先の安全度マップ（最大浸水深図 10年確率）

浸水想定区域は、市域全体に広く分布し、特に市域北部や西部の琵琶湖周辺、南東部に多くみられる。

居住誘導区域のほとんどの地域は 0.5m未満となっているが、JR 琵琶湖線沿線の東側（渋川一丁目・二丁目地区）では 1m～2m未満となっている。

### ■水害リスク 最大浸水深図 10年確率



出典：滋賀県防災情報マップ「地先の安全度マップ 最大浸水深図 10年確率」

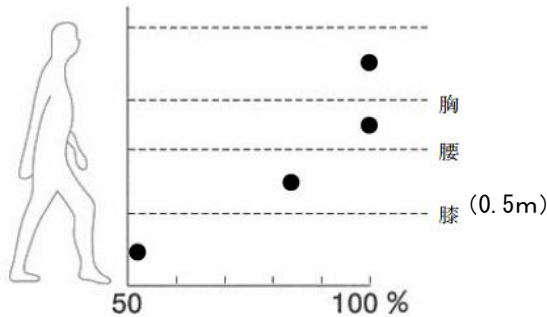
①-2 浸水継続時間（想定最大規模）

洪水浸水想定区域（想定最大規模）については、浸水継続時間が公表されており、本市では琵琶湖、草津川、野洲川下流が公表されている。

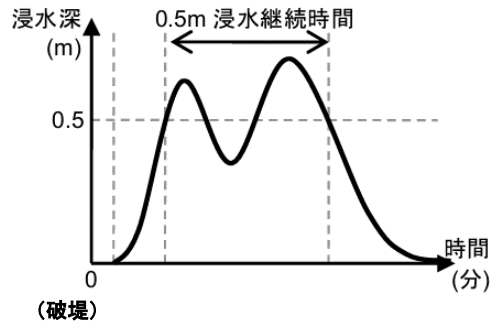
◆ 浸水継続時間とは

想定最大規模の降雨による氾濫水到達後、一定の浸水深（屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある水深 0.5m\*が基本）に達してからその浸水深を下回るまでの時間。

一旦水が引いて 0.5mを下回った後、再び増水して 0.5mを上回った場合は、最初に 0.5mを上回ってから、最終的に 0.5mを下回るまでの通算時間（0.5mを下回っている時間を含む）。



【浸水深別避難が困難となる人の割合】



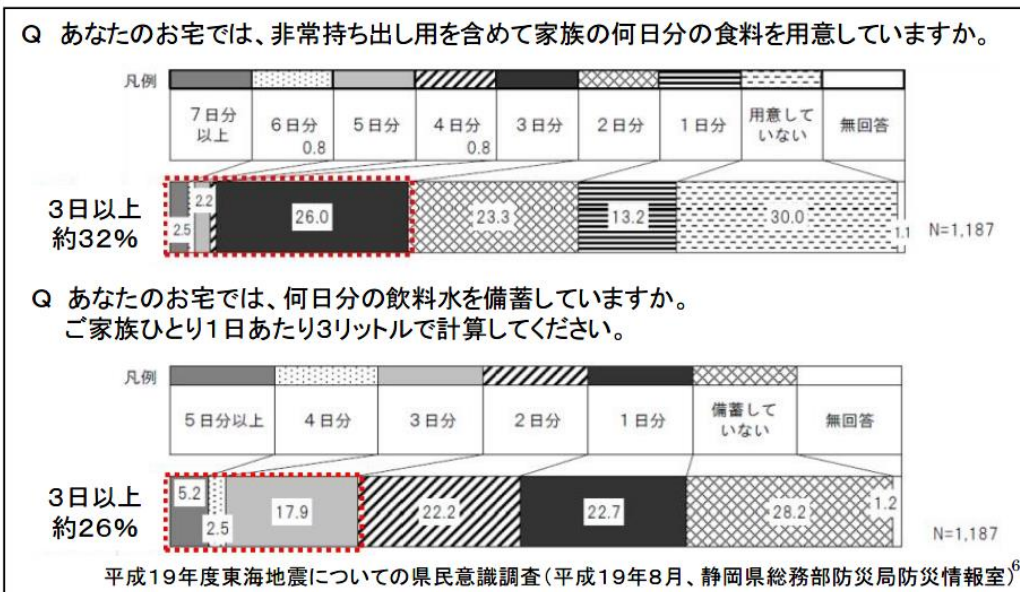
【浸水継続時間の定義】

出典：水害ハザードマップ作成の手引き  
（2021年（令和3年）12月 国土交通省）

出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）  
（2015年（平成27年）7月 国土交通省）

浸水継続時間と避難生活環境（参考：立地適正化計画作成の手引き 2023年（令和5年）3月国土交通省）

- ・ 浸水継続時間が長い地域では、仮に洪水時に屋内での安全確保（垂直避難）により身体・生命を守れたとしても、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出る恐れがある。
- ・ 各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある。

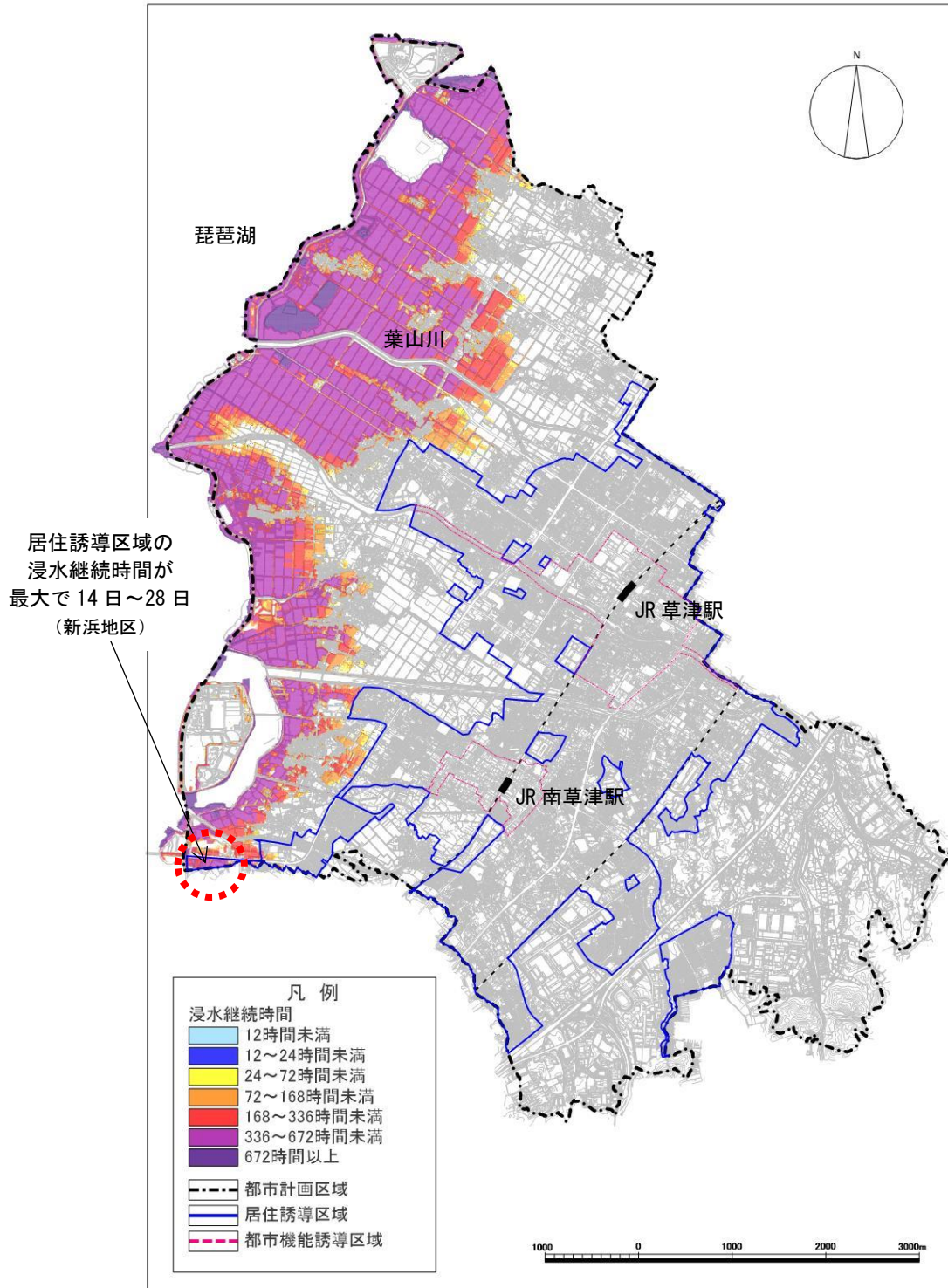


出典：水害の被害指標分析の手引（2013年（平成25年）試行版）（2013年（平成25年）7月 国土交通省）

### ア. 琵琶湖（浸水継続時間）

琵琶湖における想定最大規模の降雨の場合に、居住誘導区域では、新浜地区において浸水の影響を受けやすく、浸水が解消されるまでに最大で336時間（14日）～672時間（28日）かかることが想定されている。

■琵琶湖 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



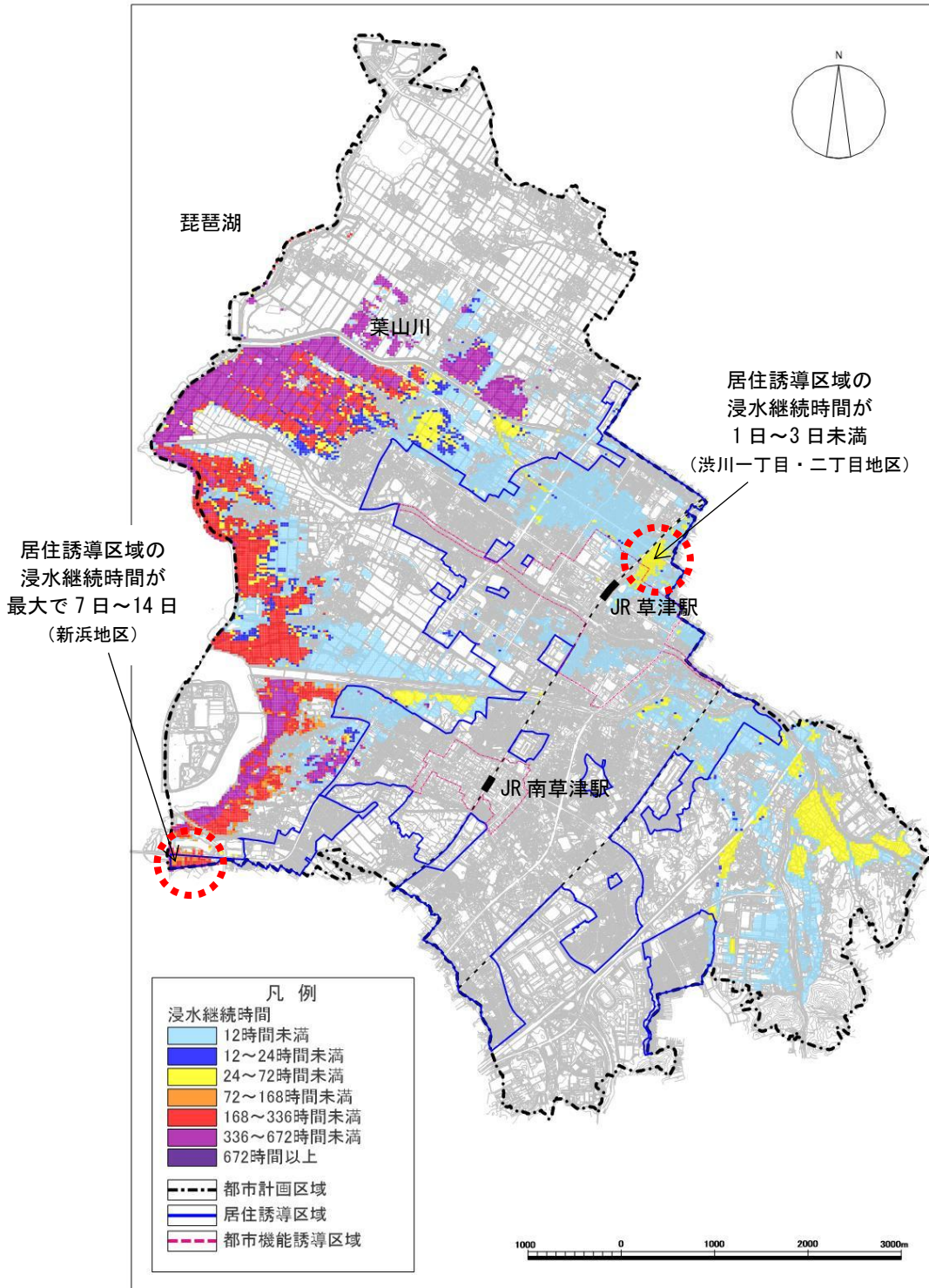
出典：滋賀県防災情報マップ「琵琶湖 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）」



イ. 草津川（浸水継続時間）

草津川における想定最大規模の降雨の場合に、居住誘導区域では、ほとんどの地域において12時間以内に解消されるが、JR琵琶湖線沿線の東側（渋川一丁目・二丁目地区）では24時間（1日）～72時間（3日）、新浜地区では最大で168時間（7日）～336時間（14日）かかることが想定されている。

■草津川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

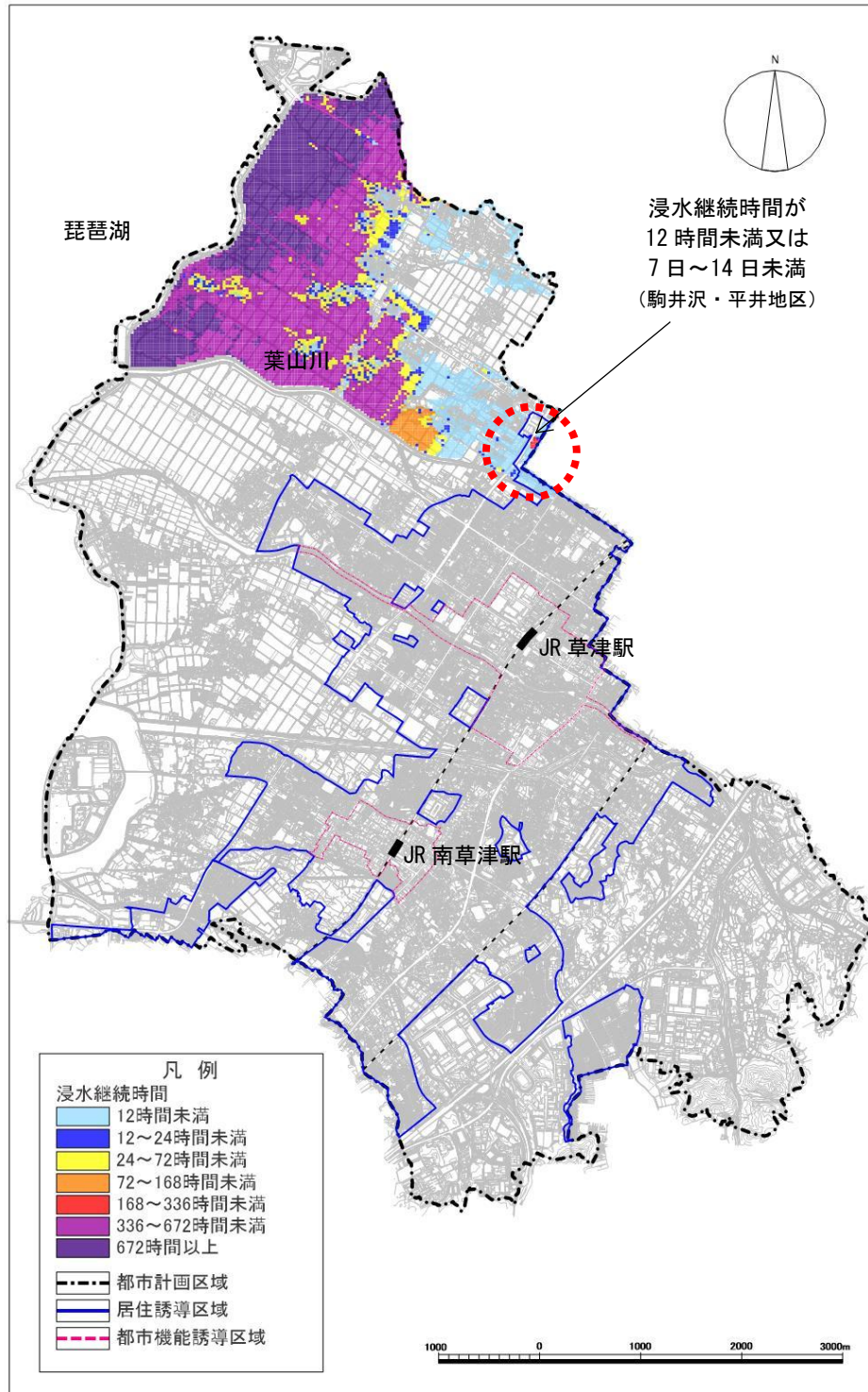


出典：滋賀県防災情報マップ「草津川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）」

## ウ. 野洲川下流（浸水継続時間）

野洲川下流における想定最大規模の降雨の場合に、居住誘導区域では、ほとんどの地域で浸水の影響はみられないが、栗東市との市境にある駒井沢・平井地区では、浸水の解消に 168 時間（7 日）～336 時間（14 日）かかることが想定されている。

### ■野洲川下流 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



出典：滋賀県防災情報マップ「野洲川下流 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）」

### ①-3 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

洪水浸水想定区域（想定最大規模）については、家屋倒壊等氾濫想定区域が公表されており、本市域では草津川による氾濫流と河岸浸食の影響がみられる。

#### ◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

想定最大規模の降雨により、近傍の堤防が決壊した場合等に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物の倒壊・流出をもたらすような氾濫等の発生が想定される区域であり、この区域では、屋内での安全確保（垂直避難）ではなく、避難所等への立退き避難が求められる。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、その要因から「氾濫流」によるものと「河岸侵食」がある。

#### ◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

一般的な構造の木造家屋について、洪水時の水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域である。

#### ◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食（木造・非木造の家屋の倒壊等）が発生するおそれのある区域である。

## ア. 草津川（河岸浸食、氾濫流）

草津川における家屋倒壊等氾濫想定区域については、河岸浸食は居住誘導区域を東西に横断する形で草津川沿川に分布している。また、氾濫流は南東部の草津川沿川周辺に2箇所存在しているが、居住誘導区域ではみられない

### ■草津川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域）



出典：滋賀県防災情報マップ「草津川 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域)」